

【いわき市保育所条例の一部改正について】

1 本条例について

本条例は、本市が設置している保育所（全34カ所）について、地方自治法に基づく公の施設の設置条例として、名称や位置（所在地）などを規定。

2 平成29年2月定例会における条例改正の主な内容について

今回、次の内容により、条例改正の必要が生じたことから、平成29年2月定例会（2月23日開会予定）に条例の一部改正案を提出予定。

【主な改正内容】

① 渚保育所：

➢ 位置の変更

- ・改正前：いわき市小名浜字中原 2 番地の24
- ・改正後：いわき市小名浜字蛭川南 5 番地の5

・老朽化に伴う改築に伴い、仮設園舎の設置場所へ位置を変更
施行日：29.4.1（予定）



② 川前保育所：

➢ 条例からの削除

- ・条例別表に規定する当該保育所の項を削除

・震災により園舎を H25 年度に撤去、現在まで休止扱い

・H23. 3 震災

・運営面：
➢ H25 年度以降は申込なく休止

・ハード面（園舎（S44 築））：
➢ 「大破・倒壊」の判定
➢ H25 年度に解体・撤去

・H28.8～行政嘱託員協議会
➢ 「廃止」につき同意を受ける

・条例改正
➢ 施行日：公布の日（予定）

